

令和8年度高槻市ホームページバナー広告枠貸付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条及び高槻市広告掲載基準（以下「基準」という。）第6条に基づき、高槻市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

| | |
|-------------|--|
| (1) バナー広告 | 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。 |
| (2) 広告枠 | 市ホームページにおけるバナー広告を掲載するための領域のことをいう。 |
| (3) 広告掲載希望者 | 市ホームページにバナー広告の掲載を希望する者をいう。 |
| (4) 広告主 | 市と高槻市ホームページバナー広告枠使用契約を締結する者をいう。 |

(広告枠の貸し付け)

第3条 市は、広告代理店業及び同等の業務を行う事業者に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができる。その際、広告主は市に対し賃借料（以下「広告掲載料」という。）を納付し、かつ広告枠の適正使用に努める義務を負う。

(広告の種類及び範囲)

第4条 市ホームページに掲載する広告の種類及び範囲は、要綱第4条及び基準に定めるところによる。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 縦 50ピクセル
 - (2) 横 150ピクセル
 - (3) 容量 10キロバイト以内
 - (4) データ形式 G I F形式（G I Fアニメーション不可）
- 2 広告は、「JIS X8341-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

(広告の掲載)

第6条 広告枠へのバナー広告の掲載は、市が行うものとし、その掲載場所は、市ホームページのトップページを基本とする。なお、当該トップページ内の掲載位置は、市が決定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告の掲載は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかつた場合は、掲載できなかつた日数に応じて、広告掲載期間を延長する。ただし、以下の場合については、この限りではない。
 - (1)広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかつた日数が1日未満のとき
 - (2)市ホームページをリニューアルする場合等に、広告掲載枠の廃止及び広告の規格や掲載位置の変更が生じる場合
- 4 広告掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載希望者の募集及び掲載の依頼)

第8条 広告掲載希望者の募集などは、令和8年度高槻市ホームページバナー広告枠使用契約（以下、「契約」という。）に基づき実施しなければならない。

- 2 広告掲載希望者から広告掲載の申し出を受けた広告主は、第4条の規定に基づき、当該広告の掲載について適否を検討し、適當と認める場合は、高槻市ホームページバナー広告掲載依頼書（様式第1号）を掲載する日が属する月の前月1日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。
- 3 広告主は、前項の様式とともに、バナー広告を第5条で定める規格で作成し、市に提出するものとする。広告のデザインに関して必要となる費用について、市は負担しない。

(広告の変更)

第9条 広告主は、広告内容を変更する場合は、高槻市ホームページバナー広告掲載内容変更依頼書（様式第2号）を変更する日が属する月の前月1日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(広告の掲載中止)

第10条 広告主は、広告の掲載を中止する場合は、高槻市ホームページバナー広告掲載中止依頼書（様式第3号）を、中止する日が属する月の前月1日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の審査)

第11条 市長は、第8条又は第9条に基づく依頼があった場合は、要綱第6条及び基準に基づく審査を行い、バナー広告の掲載の可否について決定する。

2 前項による審査の結果については、高槻市ホームページバナー広告掲載（新規）審査結果通知書（様式第4号）または高槻市ホームページバナー広告掲載（変更）審査結果通知書（様式第5号）により広告主に通知する。

(広告掲載中止の決定)

第12条 市長は第10条による依頼があった場合は、遅滞なくバナー広告の掲載を中止するとともに、中止の決定を高槻市ホームページ広告掲載中止通知書（様式第6号）により広告主に通知する。

(広告掲載料)

第13条 広告主が市に支払う広告掲載料は、市と広告主とで別に契約する金額とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責務)

第15条 市ホームページに掲載したバナー広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告主がその損害を賠償しなければならない。

3 第三者から、バナー広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 基準第4条各項に定める各業種の広告に係る所管自治体への事業確認について、広告主において本要領第8条の依頼前に完了していなければならない。

(広告掲載の取消)

第16条 市は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1)広告掲載希望者がホームページを事前の連絡なく閉鎖したとき

(2)広告掲載希望者がホームページの内容を広告掲載申込時から変更し、第4条の規定に反する状態に至っていると判断したとき

(3)バナー広告からのリンク先として広告掲載希望者が指定したホームページの内容が、各種法令またはこの要領、基準及び契約内容に違反している、あるいはそのおそれがあるとき

- (4)前3号にかかるものの他、当該広告掲載希望者の広告を掲載することが不適当であると判断したとき
- 2 前項の規定に基づき、広告の掲載を取り消した場合、広告主に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

附則

- 1 この要領は、令和7年12月26日から実施する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日をもって廃止する。